

一時保育無償化に関する確認書

(3・4・5歳児クラスのみ対象)

品川区長 あて

利用年月	年 月 ※利用月ごとに一枚提出	一時保育利用 保育園	保育園
住 所	品川区 丁目 番 号		
フリガナ			
保護者氏名①		続柄	電話番号 — —
フリガナ			
保護者氏名②		続柄	電話番号 — —
フリガナ			
児童氏名		生年月日	年 月 日 (3 ・ 4 ・ 5 歳児クラス)←対象に○
在園施設の 有無	有 ・ 無	在園施設	幼稚園 ・ 保育園
一時保育利用月に以下の施設等を利用している場合は☑してください。(該当する項目すべてに回答)			
<input type="checkbox"/> 私立幼稚園、私立認定こども園、特別支援学校	<input type="checkbox"/> 認証保育所		
<input type="checkbox"/> 認可外保育施設	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型事業		
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業(オアシスルーム)	<input type="checkbox"/> 一時預かり事業(私立認可保育所・認定こども園)		
<input type="checkbox"/> 病児保育事業	<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業		

提出期限： 各月の一時保育の利用最終日まで

※事情により上記期限までに提出できない場合には、利用月の翌月末日まで書類の提出を受け付けます。
利用月の翌月末日を超えた申請は一切受け付けできませんのでご注意ください。なお、月末日が土日祝日に
あたる場合はその前日、また12月については最終開園日(土・日曜除く)までにご提出ください。

提出先： 一時保育を利用する保育園**【注意事項】**

- 本確認書は、利用月ごとに1枚の提出が必要です。
- 通知は上記の保護者氏名①に記載された氏名あてに送付します。
- 一時保育利用月に品川区に居住しており、住民票がある世帯のみが対象です。
- 無償化対象となる児童1人あたりの無償化上限額は、以下のとおりです。

対象児童	無償化上限額
①私立幼稚園または私立認定こども園(1号認定)、または 特別支援学校に在籍する、3歳児クラスから5歳児クラスの児童	11,300円/月
②上記①以外の、3歳児クラスから5歳児クラスの児童	37,000円/月

※無償化上限額は、私立幼稚園や認証保育所、認可外保育施設などの国の幼児教育無償化対象である
「子育てのための施設等利用給付」の給付金と合算したうえで適用します。

合算後、無償化上限額を超過する場合は、「子育てのための施設等利用給付」を優先します。

(例)4月に私立幼稚園の預かり保育を利用した方が、「子育てのための施設等利用給付」を受けた場合、
無償化上限額は11,300円です。

預かり保育の利用料が8,000円の場合には、4月の一時保育の利用料が最大で3,300円還付されます。